

令和3年竹田市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和3年7月6日(火) 午後2時15分～午後4時

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室3・4

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 12番 釘宮 恒憲

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第50号 農用地利用集積計画の承認について 8件
議案第51号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） . . . 1件
議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件
議案第53号 非農地証明について 3件
議案第54号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 10件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和3年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番後藤善徳委員、2番山村徹委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第14号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第50号農用地利用集積計画の承認について、8件

議案第51号農用地利用集積計画の承認について、大分県農業農村振興公社へ所有権移転、1件

議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、5件

議案第53号非農地証明について、3件

議案第54号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、10件

以上27件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第50号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年6か月間の賃貸借、新規設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。3年6か月間の使用貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

4番と5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年6か月間の賃貸借、新規設定です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。7年間の賃貸借、新規設定です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。6年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて

満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第50号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第51号、農用地利用集積計画の承認について、大分県農業農村振興公社へ所有権移転を議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第51号の1番の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

ただいま議案第51号について事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第51号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第51号農用地利用集積計画の承認について、大分県農業農村振興公社へ所有権移転は、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字君ヶ園字大ツル〇〇〇〇番、畑1筆、面積555平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は申請地を含み647平方メートルで、農振農用地区域ではない農地のため、下限面積要件を充たします。

議長

9番、本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第52号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は耕うん機1台、管理機1台を所有しており、自家用野菜を中心とした農地利用を計画しており、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町馬場字新田〇〇〇番、外1筆、畑2筆、合計面積658平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は今回取得する農地のみですが、農用地区域内ではない農地658平方メートルの取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

1番、後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第52号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具はトラクター3台、田植機1台を所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

譲受人は奥さんのお爺さんの家で、畜産と水稻、WCSを息子さんとしている農業者です。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字法師田〇〇〇〇番、畑1筆、面積321平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は今回取得する農地のみですが、農用地区域内ではない農地321平方メートルの取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第52号の3番の調査報告をいたします。

この案件は、竹田市の空き家バンクに〇〇〇から応募してきた方です。譲受人の労力は2名です。農機具は耕うん機1台を所有しており、自家用野菜を中心とした農地利用を計画しており農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字千人塚〇〇〇〇番、外15筆、田13筆、畑3筆、合計面積21,851平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は今回取得する農地のみですが、21,851平方メートルの取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第52号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は今のところありませんが、耕うん機1台を購入予定です。牧草・野菜を中心として栽培する予定で、馬を飼いたいという事です。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思

われます。

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第52号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字堀田〇〇〇〇番、田1筆、面積452平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、44,354平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第52号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産経営を中心とした農家であり、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第52号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第52号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第53号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1 番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第53号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字平田字古園〇〇〇〇番外4筆、登記地目畑5筆、合計面積3,203平方メートルで、亡き父が耕作していましたが、獣害がひどいため平成元年頃から農地としての管理ができなくなり、現況は原野となっています。

顛末書が添付されています。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第53号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地、竹田市大字戸上字畝割〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積634平方メートルで、平成10年頃から耕作しておらず、現況は原野となっています。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第53号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字菅生字市河内〇〇〇〇番登

記地目畑1筆、面積4,700平方メートルで、平成10年頃から耕作しておらず、現況は原野となっております。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

ただいま議案第53号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第53号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第54号、農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

1の1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字会々字鹿口〇〇〇〇番、田1筆、面積1.71平方メートル、図測995㎡を、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の農地です。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、

編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の2番、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の2番、3番の案件は、申請者〇〇〇〇、〇〇〇〇氏が、申請地竹田市大字岩瀬字フルカワ〇〇〇〇番外4筆、田5筆、合計面積3,210平方メートルを、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の農地です。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。現場は非常に草等切って、管理は行き届いています。

議長

続いて、1の4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字入田字矢原〇〇〇〇番田1筆、面積565平方メートルを、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の農地です。

議長

4番、和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の5番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字入田字廣瀬〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積2,112平方メートルを、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の

農地です。

議長

4番、和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の6番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字門田字柿瀬〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積488平方メートルを、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の農地です。

議長

4番、和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて、1の7番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字刈小野字刈小野津留〇〇〇〇番、田1筆、面積307平方メートルを、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の農地です。

議長

7番、首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、

編入に問題はないと考えます。

議長

続いて1の8番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1の8番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市大字下坂田字辻〇〇〇〇番、田1筆、面積298平方メートルを、中山間地域直接支払制度に取り組むために、今回編入する計画の農地です。

議長

7番、首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

この農地は、農業振興のための基盤として、将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市荻町馬背野字下津江〇〇〇〇番、田1筆、面積39平方メートルを、植林する計画の農地です。なお、第4回総会で農振除外することに問題なしとして決定した荻町馬背野字下津江〇〇〇〇番の隣接地です。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、2の2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の2の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地竹田市直入町大字下田北字平原〇〇〇〇番、田1筆、面積1,652平方メートルのうち787平方メートルを、ヤマメの養殖施設とする農地です。

除外理由として当該地は養殖施設に転用して、ヤマメ等を養殖販売するという具体的な理由があり、隣接地の承諾書も貰っています。計画書等からも除外面積は過大ではありません。農振農用地から除外した後、当該変更に係る農用地は農地区分上第一種農地、土地改良事業の施工に係る区域内にある農地に該当しますが、転用不許可の例外規定の水産動植物の養殖用施設、その他これに類するものに該当すると考えられます。以上です。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

この変更は、養殖用施設で、周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えますが、周りが基盤整備をしている農用地区域であるため今後問題になることも心配されます。

議長

ただいま議案第54号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
はい、長野委員。

3番 長野幸生委員

中山間に入ろうということですが、今まではどうやったかな。さっき、刈小野の例があったんですけど、反対側は入っちゃうのかな、入っちゃうのかな。ここにいっぱい出てきてるけど、その周辺はどうなってるのかな。そこだけぼんと入るのかな、そこだけ残っちゃうから入るのか、その部分が全部同じ問題です。

事務局

今、刈小野の話がありましたが、刈小野はその周辺で全部入っているというわけではありません。ちょっと見にくいのですが、この青が今回編入するところです。赤が今入っているところです。もう一つ、一番最初の上鹿口のでいきますと、この青が今回入る所です。中山間の対象農地かはわかりませんが、農振農用地にはこの赤は入っています。

3番 長野委員

わかりました。地域的には拾い出して方でいくのは大変プラスになるんじゃないかな。

議長

ほかにありませんか。

では、除外の2番について、皆さんの意見とか質疑を受けたいと思うのですが、どうですか。

長野委員

3番 長野幸生委員

観光資源とみれば協力せんといけんけど、周囲の人の労働意欲を考えると許しがたい。どっちを選ぶかやな。

議長

はい、和田委員

4番 和田京子委員

テレビでも大々的に取り上げているし、田舎でもこういうことが出来るという事は観光面でも希望が持てるのではないかと思いますけど。今後周りが田んぼなので、他の人から同じようなことをしたいという事が出た時に困ると思います。

5番 佐藤隆幸委員

本来の農地を守るという意味からしたら、アウト。あっちゃならん。既成事実を作ってしまった。やっさもん勝ちになってしまう。

事務局

ここら一带は基盤整備事業で農地を作っていますので、農振農用地という事になります。ただ、農振農用地も農振農用地から除外すれば一種農地になります。農振農用地から除外できる農地、それと一種農地でも転用許可が出る農地というのがあってですね。例えば〇〇〇〇に〇〇〇〇があると思うんですけど、ああいったところも転用して施設にしています。それは何故転用許可が出たかという、一種農地の不許可の例外の中に、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設等の施設に転用する場合は一種農地でも転用許可は出ます。出るという事になっています。今回のヤマメの養殖施設も、それと同じ並びで、不許可の例外の中に水産動植物の養殖用施設というのがあるので、通常の手続きを踏めば許可が出る案件かなというところ。ただ、危惧されるとおり例えば今回の所に家を建てようという計画で申請が上がれば、それは不許可の例外にないので許可は出ません。先月の案件で、基盤整備をした土地の中に一般住宅を建てるというものがありました。それが許可になったのは家が3軒以上連坦している場合は例外規定にあたるからです。一種農地でも許可できる案件と、できない案件があって、できない案件であればもちろん後からでも駄目ですが、今回ののは不許可の例外という事で許可できる案件という事になっています。

3番 長野幸生委員

畜舎であれば、問題ないという事すね。そう考えればいいんですね。

事務局

考え方は、そうですね。

過去にも水産動植物の養殖用施設という事で許可が出ています。今回は農振除外の話なので、転用のところ

まではいかないんですけど、何か月後かには転用の申請が上がってきます。転用の申請が上がってきた時に、許可を出す際に条件を付けられます。条件の中に養殖用施設として使用しなくなったときに農地に戻すことという事で、条件を付すという事で〇〇〇〇とも、話をしています。

議長

農地パトロールの折に、前農業委員がみつけた事前着工で、自分の農地をどうしようと勝手じゃないかという考え方があったのが、農業委員の指導のもとです、やはり許可を取らないとできませんよということで、3年前からやっています。それをようやくですね、県の方の意見を聞きながらですね、今日に至っています。すべて、許可を取らずに事前着工する人は、自分の土地だからという考え方の人がおります。お互いがそういうことで指導しながら許可を取っていただくように進めないといけないかと思っております。

3番 長野幸生委員

他の人に譲るとき、農地を売る時は元に戻さないといけないですか。

事務局

本人がしなくなったら元に戻す、ということで許可要件を付すので、戻さないといけません。

3番 長野幸生委員

竹田市に水の駅があるから、有益であると考えられるといいたいかなと思います。

8番 工藤一美委員

〇〇〇〇さんは罪の意識は全くないという感じですので、始末書くらいじゃ悪いんじゃないかな。

2番 山村徹委員

保留は出来ませんか。

事務局

許可できない案件であれば保留もありますが、許可要件をクリアしていて、今の状態が違反転用という状況なので早く解決したいということです。

3番 長野幸生委員

逆にいえば反対する理由が成立しないという事ですね。だから今日は保留して来月に持ち越すのがいいのではないかと。

事務局

来月に伸ばせば許可が出るのかということです。保留をする意味、明確な理由がなければ保留は出来ない

と考えます。

佐藤博一

認めたくないが、認めざるを得ないということだと思います。

山村委員

原状復旧はしなさいと言ったけど、農業委員会としてずっと復旧させるよう働きかけておらず、県もOKしているのだから、農業委員会としては致し方ない。農地を守る農業委員の立場としては決しいいことではないと私は思いますけど。

議長

どちらにしても3月までは県の許可だったわけですから、県の見解をつけて許可するのかですね。当然違反しているのだから、原状回復させることも出来るので、それをやるか許可するかしかなない。元に戻すか、許可をして正しいプロセスを踏ませるかですね。

事務局

3月までに県に相談にいったところでは、元に戻させるほどまでは無いとのことで話を伺っているそうです。戻させるほどもないので、県許可の場合であれば県は許可を出しますとのことでした。

8番 工藤一美委員

3月までは県の許可でしたが、4月からは市の許可なので責任が重いです。正しい人が許可をとっていけば県が許可しちよるんやきOKという事になる。竹田市農業委員会の権限の中で許可するので責任が大きくなり、今からは責任を逃れることは出来ないという事ですね。

事務局

最初は、農振農用地区域内にある農地の違反転用という事で原状回復をお願いしましたが、なかなか応じなかったのので県に報告しました。県は、湧水も利用しており、例外許可要件の水産動植物の養殖用施設に該当するので追認許可をしますから、まずは農振除外からの転用手続きへと進めましょう、とのことでした。他にも同様の案件で追認したケースがあります。それを受けて、〇〇〇〇にも原状復旧ではなく、条件を付した転用許可発出のため、まずは農振除外の申請をするよう指導したものです。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第54号の1から8番までと2の1番について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号の1から8番までと2の1番の農業振興地域の変更については、これを承認することに決定します。

議長

続いて2の2番について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

過半数に達しましたので、議案第54号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(16時00分)

令和3年7月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....